

<対策のポイント>

国際連合食糧農業機関（FAO）動物衛生危機管理センターに専門家を配置し、越境性感染症の発生予防・防疫体制構築の支援及び病原体の適正管理による牛疫の再興防止を図ります。

<政策目標>

- 支援要請に基づき、越境性感染症の発生予防・防疫体制の構築を支援
- アジア地域の研究機関等に保管されている牛疫ウイルスの特定隔離施設への集積を促進

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. FAO動物衛生危機管理センターへの専門家配置を通じた活動支援

27 (28) 百万円

FAO動物衛生危機管理センターに必要な専門家を配置し、同センターが行う以下の活動を支援します。

- ① 有事に備えた情報収集等
- ② 専門家チームの派遣と技術的助言

- FAO動物衛生危機管理センターへの専門家配置を通じた活動支援

- ① 疾病発生 of 早期検知、詳細な疫学情報の収集等
- ② 要請に基づき、発生予防措置及び防疫体制構築の提案



2. 牛疫ウイルスの保管体制整備 4 (7) 百万円

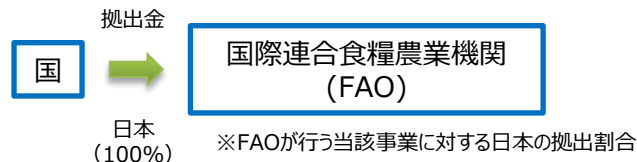
2011年に撲滅が宣言された牛疫の世界における清浄性維持を目的として、ワクチン製造・備蓄を含めた牛疫ウイルスの保管体制を整備します。

- ① 牛疫ウイルスの保管体制整備
- ② 牛疫ワクチンの製造保管

- 牛疫ウイルスの保管体制整備

- ① 牛疫ウイルスの廃棄又は特定施設への輸送・保管
- ② 万一の牛疫の発生に備え、ワクチンを提供する体制を我が国に整備

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1) 大臣官房海外投資・協力グループ (03-3502-5913)
 (2) 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)